

第1回 丸亀市男女共同参画審議会 議事録	
日 時	令和7年8月27日（水） 午後3時30分～午後4時52分
場 所	丸亀市役所3階 303会議室
出席者	出席委員 久保田代里子 佐藤友光子 仙頭真希子 惣田英津子 塚本詩乃 中野実千代 藤田秀光 松木由佳 眞鍋宣訓 三瀬誠 溝渕由美子 三谷洋勝 山川政明 審議会委員18名中、以上13名出席
	説明のため出席した者 総務部長 七座武史 総務部人権課長 井下弘誠 人権課男女共同参画室長 満尾晶子 人権課男女共同参画室副主任 有田智瑛 人権課男女共同参画室主事 網野佑香
欠席者	石井克範 岡野千晴 黒澤あずさ 小阪あずみ 丸田温子
傍聴者	なし
議 事	男女共同参画に関する市民アンケートおよび企業アンケートについて ほか
会 議 の 概 要	
開会 午後3時30分 （事務局） 定刻になりましたので、ただいまより、丸亀市男女共同参画審議会を開催いたします。 本日はお忙しい中、また、お暑い中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。 はじめに、総務部長の七座よりご挨拶申し上げます。 （七座部長） 総務部長の七座でございます。 本日はご多忙の中、丸亀市男女共同参画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 また、皆様方には、日頃より、市政の推進にご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。 さて、本審議会では、男女共同参画の更なる推進に向けて、様々なご意見をいただいておりますが、今回は、その一環として実施するアンケート調査について、委員の皆様にご審議いただきたく存じます。 この調査は、市民の皆様や企業の皆様の意識や実態を把握し、今後の施策の方向性を検討するうえで非常に重要なものです。	

委員の皆様には、専門的な視点からご助言を賜り、より実効性のある調査となるよう、ご協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 続きまして、審議会会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。佐藤会長、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長) 皆さんもご存じのとおり、毎年世界経済フォーラムからジェンダーギャップ指数が公表されています。今年の日本の順位は、前回と同じ 148 か国中 118 位と G7 で最下位でした。特に政治分野では、前回の 113 位から 125 位へと後退しています。国内で身の回りのことをみていると変化してきたと感じますが、世界のスピードに追いついていません。社会そのものが停滞しており、このままではまずいのではないかと強く感じます。

また、最近ネットやマスメディアの情報等からバックラッシュの兆候がうかがわれはしないだろうかと危惧していますがどうでしょうか。注意して見届けなければならないと思います。

本日はアンケートの検討ということで、私が大学で教えてきた社会学でも「ファクトに基づいて議論すること」を重要視しています。その議論の基になるデータ収集に関する大切な議題です。ご協力いただき議論を進めていきたいと思えます。

(事務局) ～資料の確認～

(事務局) それではこれより、審議に移らせていただきます。議事の進行は、佐藤会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長) それでは、ここからは私が進めさせていただきますが、会議の公開、会議録の作成については、事務局からの説明のとおりをお願いします。

(事務局) 本日は、黒澤副会長、石井委員、岡野委員、小阪委員、丸田委員から、都合により欠席との連絡を受けております。

よって、本日の会議は、委員総数 18 名のうち、13 名のご出席をいただき、過半数を満たしておりますので、丸亀市附属機関設置条例の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、この会議は、丸亀市附属機関会議公開条例により原則公開となっております。また、会議録も丸亀市のホームページにて公表することといたします。会議録につきましては要点筆記で行い、発言については委員のお名前を記載し、会長、副会長に内容を確認していただいたうえで公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長) それでは、ここから本日の議事に入ります。議事の「男女共同参画に関する市民アンケートおよび企業アンケート」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、今回のアンケートの概要についてご説明いたします。男女共同参画に関する市民アンケートおよび企業アンケートにつきましては、現行プランの計画期間が令和8年度末までとなりますので、次期プラン策定に向けて、市民の男女共同参画社会に関する意識と実態、並びに、市内の事業所における女性活躍推進、両立支援等、働きやすい職場環境づくりに関する意識と取組内容を調査するものです。

この調査は、次期プラン策定のための基礎資料を得て、今後の施策展開に反映させることを目的に、5年に1度、市民および市内の事業所を対象に実施しております。

市民アンケートにつきましては、住民基本台帳より無作為抽出した、市内在住の18歳以上の男女3,000人を対象に実施いたします。

調査内容につきましては、経年比較のため、現行プランのモニタリング指標の項目を含み、内容をほぼ変えておりませんが、令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されましたので、支援に必要な施策を講じるため、市民アンケートの9ページですが、「生活上の困難に対する支援について」の設問（問14・問15）を今回新たに設けております。

次に、企業アンケートにつきましては、丸亀商工会議所および飯綾商工会にご協力いただき、市内の約600の事業所を対象に実施いたしますが、調査内容につきましては、市民アンケート同様、現行プランのモニタリング指標の項目を含み、内容をほぼ変えておりません。

また、今回の新たな試みですが、より多くの方にご回答いただけるよう、従来の紙による郵送での回答に加え、スマートフォンやパソコンから簡単に回答できるオンラインフォームを導入いたします。回答方法の利便性向上により、特に若い世代や働き世代の参加促進が期待され、アンケートの回収効率に繋がるのではないかと考えております。

加えて、市民や企業の皆様に、男女共同参画プランをより身近に、自分事として感じていただけるよう、次期プランの愛称を募集したいと考えております。プランの愛称募集は、市民、企業アンケートとも最終ページに記載しております。

今後のスケジュールですが、審議会でのご意見等を伺い、調査内容を確定した後、9月中旬以降を目標に調査票を発送したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(佐藤会長) ただいまの説明について、何かご意見やご質問はありますか。

(佐藤会長) それでは、市民アンケートおよび企業アンケートの案について、ご意見等をお伺いしてまいります。最初に、事前に各委員より提出されておりますご意見等について、事務局の考えをお願いします。

(事務局) それでは、事前に各委員からいただいたご意見に事務局の考えを一とおりに示し、後ほどご意見をいただければと思います。

まずは市民アンケートですが、中野委員から『F5について、選択肢3の「親と子」(二世帯世帯) これは、「あなたと子ども」の二世帯のことか。「あなたと親」の二世帯も増えていると思う。その人たちも同じ二世帯とするのか。それとも選択肢1～4以外の5になるのか。5になるなら3を「あなたと子」とするべきだと思う。』と、ご意見をいただきました。

選択肢3には「あなたと親」や「あなたと子」とどちらも該当すると思いますので、このまま「親と子(二世帯世帯)」とさせていただきます。

溝渕委員から『F7について、同居家族の介護のみ聞いているが、「現在、あなたは、ご家族の介護に、日常的に関わっていますか？」のように変更したらどうか』と、ご意見をいただきました。

委員のご意見のとおり、同居以外の家族の介護も想定されるため「同居している」を削除して「ご家族の介護」に変更させていただきます。

三谷委員から『問1の選択肢(ク)の避難場所等の経験がない者は、選択肢6の「わからない」に○をするしかないのではないか。経験者の方に記載していただくのがよいのではないか』と、ご意見をいただきました。

ここは全員の方にお伺いをしたいと考えておりまして、避難所に行った経験がない方であっても、災害の報道などを通じて関心を持たれている場合があると考えられますので、現状のままとさせていただきます。

丸田委員から『問3・4について、育児休業取得に関する質問は、男女別に集計されるか』との質問ですが、アンケートの回答は男女別に集計されます。

また、『問3の選択肢5は「出産」とあるので対象は「女性」になります。』と、ご意見をいただきました。

「出産」だけではなく「出産・育児」と表記していますので、育児に関しては男性も該当となりますので、現状の表記のままとさせていただきます。

同じく、丸田委員から『問6について、選択肢4「自分が取得しなくてもよい(よかった)」の後に、「誰が介護する(した)」は必要ないか』と、ご意見をいただきました。

これは介護休業の取得に関する質問になりますので、介護の必要のない方もこの選択肢に含まれると考えておりますので、現状のままとさせていただきます。介護の必要性の有無については「F7」で回答していただくようになります。

同じく丸田委員から『問 8. 11. 13. 14. 15. 16. 19. 22 の質問に対する回答の選択肢について、2 段階で質問するべきではないか』と、ご意見をいただきました。

例えば問 8 の場合、男女がともに働きやすい社会のための取り組みが必要か必要でないかを質問した後に、どのような取り組み内容が必要かという質問につなげた方がいいとのことですが、設問数が多いと答えづらいといったこともあり、設問数に限りがあるため、現状のままとさせていただきます。

同じく丸田委員から『問 11 について、選択肢 6 の「教育の活動」とは具体的には何か。選択肢 2 の子ども会や P T A と同様ではないか』と、ご質問をいただきました。

「教育の活動」とは、子どもに関することだけとは限らず、生涯学習などあらゆる学びの場がありますので、現状のままとさせていただきます。

次に、溝渕委員から『問 14 について、困難を抱えている女性の子どもがヤングケアラーになっていないか気になる。選択肢 12「その他」に記入するのか。ヤングケアラーは、18 歳未満の子どもなので、アンケート対象者ではないが、18 歳過ぎてもケアラーとしての負担は続くので該当する方がいるかもしれない』と、ご意見をいただきました。

昨今、ヤングケアラーは問題となっております。ご指摘のとおり「あなた自身」には当てはまらなくとも、「あなたの周りで」にヤングケアラーに該当する方がいる可能性があるかと思いますが、選択肢 12「その他」にヤングケアラーと記入していただければと思います。

次に、丸田委員から『問 18 の選択肢 11 について、相談する相手は相談機関だけではないので、「担当者の言動」を「相談相手の言動」としてはどうか。また、内閣府の調査では、「自分が受けている行為が D V とは認識していなかった」という選択肢もあったと思う』と、ご意見をいただきました。

確かに、相談する相手は相談機関だけではないので、ご指摘のとおり「相談相手の言動」に変更させていただきます。また「自分が受けている行為が D V とは認識していなかった」という選択肢の追加については、選択肢 4「相談するほどのことではないと思ったから」と重なるため、現状のままとさせていただきます。

同じく丸田委員から『問 19 を問 16 の前に移動させると、全員対象の一連の流れの質問が続く。また、問 17 で選択肢 4 の相談先を選択させるので具体的に市・県の相談機関が分かると思う』と、ご意見をいただきました。

D V や性暴力に関する質問は、一連の流れに沿って構成しており、回答のしやすさの点から、現状のままとさせていただきます。

次に三谷委員から『問 20 について、選択肢 6 の相談窓口は市等のほかに、内容

からして警察窓口を追加すればよいのではないか』と、ご意見をいただきました。

相談窓口に関しては、市や警察に限らず、他の関係機関も含まれることから、現状のままとさせていただきたいと思います。

なお、問 20 の選択肢 3 ですが、委員からのご意見ではなく、事務局があらためて見直した部分となりますが、「規則を進める」の文言を「規制を進める」と変更させていただきたいと思います。ルールを整備・運用という意味合いの「規則を進める」から、行動の制限・抑制を意味する「規制を進める」に修正させていただきたいと思います。

市民アンケートについては、以上です。

次に企業アンケートですが、三谷委員から『問 3 について、選択肢 8 の「ロールモデル」は「役目か任務モデル」と表現すればわかりやすいのではないか』と、ご意見をいただきました。

「ロールモデル」とは、考え方や行動が他の人の模範になる人物のことを指します。昨今、企業においては人材育成などで「ロールモデル」という言葉は広く認知されていると思われますので、現状のままとさせていただきます。

溝渕委員から『問 5 について、カスタマー・ハラスメントは、選択肢にいれなくてもよいか』と、ご意見をいただきました。

カスタマー・ハラスメントは、職場環境の改善や労働者保護の観点から、現在非常に重要な課題とされておりますが、男女共同参画のアンケートでは、性別に起因する不利益や差別に焦点を当てております。カスタマー・ハラスメントは性別に関係なく発生するものと考えます。そのため、男女共同参画の枠組みで扱うのは少し趣旨が異なるのではないかと考えておりますので、現状のままとさせていただきます。

その他のご意見になりますが、眞鍋委員より『企業アンケートへの回答は、「回答目安時間：10 分程度」と表示しているが、とても 10 分程度でできるものではない。削除するよう勧める』と、ご意見をいただきました。

数値を入力していただければ、10 分程度で問題ないと思っておりましたが、やはり企業の回答におきましては、それぞれ管理職の人数や、育休・産休関係の職員数の確認など、時間を要すると考えられますので、「10 分程度」という文言は削除させていただこうかと思っております。市民アンケートにも回答目安時間を表示していますが、市民アンケートも削除するほうがいいのか、後ほどご意見をいただければと思っております。よろしくお願いします。

次に丸田委員から『企業アンケート問 5 の下段の用語の解説の「3. マタハラ」、「4. パタハラ」の、文章の中で、女性、男性の部分に下線を引いたらどうか』と、

ご意見をいただいております。

マタハラやパタハラについて分かりやすくするために下線は効果的だと考えますので、ご指摘のとおり、下線を入れさせていただきます。

次に、丸田委員、三谷委員ともに同様のご意見ですが、『企業アンケートの最後のページの事業所名、電話番号の記入欄について、回答者が代表者、総務責任者、人事担当の誰なのか記入してもらう必要はないのか』と、ご意見をいただきました。事業所名と電話番号を記入していただくようになっていますが、「差し支えなければ」ということで、必須項目ではございません。そのため、個人名は必須ではございませんので、現状のままでいきたいと思っております。

最後に、溝渕委員から『前回との比較をすると思うので、質問内容はあまり変えない方がよい』と、ご意見をいただいております。事務局としても、そのように思っております。設問内容については、その変化や傾向を分析するために、新たに追加した設問以外は前回と同様の内容とし、何が施策に必要なかを把握したいと考えておりますので、内容については大きく変えておりません。

(佐藤会長) ただいまの事務局の考えについて、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

(佐藤会長) アンケート結果はネットでも公開する予定でしょうか。

(事務局) はい。結果をまとめたものをホームページ上で公開する予定です。

(三谷委員) 私自身、アンケート調査を総務や人事で担当していましたが、業務が忙しく、優先順位をつけて仕事にとりかかっているため、アンケートは後回しになってしまったり忘れてしまったりすることがあります。市民も企業アンケートも「10分程度」という言葉を残し、時間は目安にして、まずとりかかってもらうのがいいと思います。

(佐藤会長) 市民アンケートについては、直観的に10分程度で書けると思うので、「10分程度」の記載は残した方がいいと思います。企業アンケートについては、実際に回答して近い時間を記載したらよいと思いますが、15分か20分くらいでしょうか。

(事務局) 委員の皆さんにアンケート案を出す前に、事務局で、紙・フォームともに回答してみたのですが、眞鍋委員のご指摘にもあったように、企業の方はいろいろな資料を確認するため、入力以外の時間がかかってくるのが想定されますので、企業の方の「10分程度」は無理があったなと思い、反省しているところです。市民アンケートの方は、年代によって入力の差はあるかもしれませんが、目安があったほうがよいという意見もありましたので記載しました。

(眞鍋委員) このアンケートは何回目ですか。

(事務局) 5年に一度です。

前回の令和2年の回収率を申し上げますと、市民アンケートが32.9%、企業アンケートが52.6%と、やはり企業の方が回答率がよかったため、「10分程度」の記載を外してもご協力はいただけたらと思っております。

(眞鍋委員) 前回のアンケートでは、回答目安時間は入っていましたか。

(事務局) 入っていました。

(眞鍋委員) そしたら記載してもよいのではないですか。

おっしゃるとおりで、回答される人は「10分では終わらない」と言いながらやるんですよ。

(事務局) 市民アンケートの方は、目安があった方が答えるときにいいのかなと思っております。市民の方の回収率があまり伸びていません。また、回答方法として、紙はいつでもどこでも書けず、スキマ時間でできないうえ、ポストに入れに行く手間もかかります。今回からオンラインフォームを導入しましたので、紙での回答がよい方は紙で、オンライン回答がよい方はオンラインで取り組んでもらえるため、回答方法は紙とオンライン両方で行きたいと考えております。

市民の方は「10分程度」を残しておこうと考えておりますがどうでしょうか。企業の方は削除しようかと思っております。

(総務部長) ご意見をいただいた眞鍋委員さんからも入れてよいということなので。

(事務局) 企業の方も記載して大丈夫でしょうか。

(松木委員) 回答時間は企業の規模にもよると思います。大きい会社さんだと逆にデータ化しにくいということも。どうしても気になるのであれば目安時間を伸ばしたらよいと思います。

(事務局) それでは、市民のアンケートの方は回答目安時間10分程度、企業アンケートの方は10分～15分程度ということで記載させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

(塚本委員) 市民アンケートの問3、選択肢5で「出産・育児」を「出産または育児」にしたらどうかなと思います。「・」だと両方ともにあてはまることになり、女性だけと捉え

られてしまうので、「または」という表現はどうかと思いました。

(事務局) ありがとうございます。

(塚本委員) もう1点が、先程 Web のアンケートを導入ということでしたが、「現在 50%回答」のように、回答の進捗状況のようなものは表示されますか。

(事務局) 表示されません。フォームだけになっているため、表示は難しいです。
では、市民アンケート問 3、選択肢 5 につきましては、「出産または育児」に変更させていただきます。ありがとうございます。

(三谷委員) 前回の市民アンケートの回収率が 32%ということでしたが、内閣府の調査も 40%程度の回収率ですか。

(佐藤会長) 大体郵送の場合は 3 割ほどです。
今回は、ネット調査も始まるので回答率があがるかもしれないですね。

(事務局) ご年配の方は紙での提出が多いイメージです。

(七座部長) 市の方でも様々な分野でアンケートを行っていますが、大体 30～40%の回収率となっています。

(事務局) 先程、令和 2 年度の市民アンケートが 32.9%、企業アンケート 52.6%の回収率であると申し上げましたが、前々回の平成 27 年度は市民アンケートが 39.5%、企業アンケートが 48.8%の回収率でした。
今回はオンラインフォームを導入し、回答方法の利便性が向上することで、今まで回答が得られなかった方や若年層にもアプローチができるのではないかと期待しています。

(三谷委員) スマホで行えることは前進だと思います。

(佐藤会長) アンケートは 9 月実施ですか。

(事務局) 9 月中旬頃に発送予定です。

(松木委員) 企業アンケートの問 11 と問 15 で記載されている「特別な配慮」という言葉は、法律を超えての範囲になるのかどうか回答者が迷われると思いました。
育児・介護休業法も令和 3 年に一度改正されており、記載されている取り組みの多くは法律で義務付けられているため、「特別な配慮」という言葉は違和感がありま

す。法律で義務付けられた取り組みを上回ることが「特別な配慮」というのか、どうでしょうか。

(事務局) 例えば、「働いている人にどのような配慮をしていますか」という質問であれば問題はないでしょうか。どのような表現がよいかご助言いただけるとありがたいです。

(松木委員) 令和7年10月1日に育児・介護休業法の改正が行われますが、柔軟な働き方に関する措置が施行されます。その中で3歳から小学校に入るまでのお子さんがある従業員に対して、テレワークやフレックス、託児等の中から2つ以上措置をとらなければならないとなっているため、法律では設問の選択肢の多くはやっていることになります。そのため「法律を上回る措置」や「法律の範囲を超えて」、「特別な配慮（育児・介護休業法を上回る措置）」と書くなど、法律の範囲を超えることが特別な配慮にあたるかなと思います。

(事務局) では、問11・問15を「特別な配慮（育児・介護休業法）を上回る措置」という文言に変更でよろしいでしょうか。

(仙頭委員) 今の話でいくと「法律上必要とされている措置をしていますか」という質問はとばしてしまうことになりますよね。

前回は、何を聞く意図でこの設問を設定されたのですか。「法律上必要な措置をしているのか」ということを質問していましたか。

(事務局) 企業での取組内容を知りたく設定しました。

(仙頭委員) 取組内容を具体的に知りたいということであれば、法律を上回る措置かどうかをこちらが判断する必要はなく、「特別な配慮」という言葉を削除し、「何らかの措置をしていますか」や「以下のいずれかの措置をしていますか」という設問に変えると、聞きたいことが伝わると思います。

(事務局) それでは、仙頭委員からご助言いただいたように、問11・問15の設問を「特別な配慮をしていますか」から「何らかの措置をしていますか」という文言に修正させていただきます。ありがとうございます。

(佐藤会長) モニタリングの項目については、推移のグラフなどは出していましたか。

(事務局) 前年度と今回の比較のみ行っていました。

(佐藤会長) 重要なものについては、前回だけではなく、経年比較を出しておいたら良いと思います。

(佐藤会長) 事務局から何かありますか。

(事務局) (本日配付の資料について説明)

- ・第4次プランの進捗状況確認について(資料1～4)
- ・今年度の男女共同参画室の主な事業(資料5)

(佐藤会長) ただいまの説明について、何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

(溝渕委員) 日本女性会議への準備に関してですが、現在、実行委員会は立ち上がっているのですか。

(事務局) 今年度の大会の視察を終えた後、年内には立ち上げる予定です。

個別にお願いにはあがっていますが、まだ正式な就任の依頼はしておりません。視察を終えてその報告を実行委員会で行いたいと考えております。

(眞鍋委員) 日本女性会議は、どのくらいの規模ですか。

(事務局) 2000人以上の規模です。

令和9年に開催予定のため、完成した市民会館をメイン会場とします。

(眞鍋委員) 毎年行われているのですか。

(事務局) 手を挙げた自治体が開催地となります。コロナ前は毎年開催されていたようですが、コロナ後は不定期となっています。令和4年度は、鳥取県倉吉市で開催され、令和5年度・令和6年度は手を挙げる自治体が多かったため開催に至らず、令和7年度は奈良県橿原市で本大会が開催されます。丸亀市は令和6年度に手を挙げましたが、準備までに相当時間がかかることもあり、令和8年度開催はどの自治体も手を挙げていないため、橿原市に伺いながら、準備を進めている状況です。

(惣田委員) 大会の時期はいつですか。

(事務局) 実行委員会を立ち上げてからの決定となりますが、通常秋頃に開催されていますので、10月・11月辺りになるかと思います。

(七座部長) 全国大会とは言いながら母体は何もないという変わった大会ですので、大会を開催したところが次の大会に引き継いでいくリレー方式で行われています。

(眞鍋委員) 費用はどうするのですか。

(七座部長) 費用は市の方で出すことになりますが、協賛金のご協力をお願いする予定です。

(佐藤会長) 先程のアンケートのことも含めて、質問等がある方はお願いします。

(溝渕委員) アンケートの最後に新しくプランについての愛称募集がありますが、他のプランや計画等で愛称募集をしていたものはありますか。

(事務局) 私が以前福祉課で在籍していたときに、「地域福祉活動計画」を市民により身近に自分たちのプランであると感じていただけるよう、「みんなのふくし丸亀プラン」という愛称を付けたということがあります。

また、他市の状況を調べたところ、男女共同参画の分野でも愛称を付けていました。「男女共同参画」という言葉は少し堅苦しさやなじみにくさがあるため、愛称を付けることで本プランの啓発にもつながることを期待して、今回新たに設けました。

(溝渕委員) 愛称を付けてどのような効果があるのかあまりピンときません。プランのキャラクターがいたら効果的かなとも思います。

(事務局) 正式名称は「第5次男女共同参画プランまるがめ」となりますが、例えば他市で見たのが「すまいるプラン」や「ハピネスプラン」など、短く分かりやすいものでした。さらに市民の方に愛称をつけていただくことで、そこに市民の方も参画したという意識も持ってもらえることを期待しています。

(佐藤会長) ぜひやってみたら良いと思います。

(山川委員) 丸亀市役所の男性職員の育児休業取得率はどれくらいですか。

(七座部長) 令和5年度までは、20～30%で、国の指標の85%には到達していませんでしたが、管理職からの勧めもあり、令和6年度は66.7%とかなり上がりました。

(事務局) 資料1-1にも記載しておりますが、令和4年度の男性の育休取得率は26.7%、令和5年度は27.7%と30%を超えていませんでしたが、令和6年度は66.7%でした。

消防職員では、これまで男性育休の取得はありませんでしたが、令和6年度は25%の取得率となり、育休についての理解が広がってきているのではないかと思います。

また、育休の期間も、以前は1週間だけだったのが、最近では2週間や1か月、3か月など、育休の期間も長くなっていると感じています。

(眞鍋委員) 分割休暇は浸透しそうでしょうか。

育休を取得した男性に感想を聞くと「毎日いてくれなくていい」「ご飯を作るのが大

変」と言われたと正直な声もあがっており、私の考えとしては分割して取得できるのが配偶者が助かるかなと思います。

(事務局) 職員では分割して取得することはあまりないですが、企業では産後パパ育休を取得した後に、配偶者の方が体調を崩された際や復帰する際に育休を取得するといったお話はお伺いしました。

(眞鍋委員) 周りが育休を無理に勧めている可能性もあるかと思います。中には1か月育休を取得する社員もいますが、感想を聞くと「連続じゃない方がいい」と言っていました。

また、基本無給のため、様々な制度で補うことになると思いますが、公務員の場合は何割ほど補填されていますか。

(事務局) 育休は無給で、手当や保険料免除が行われて給料の8割程度になります。

(眞鍋委員) 欠勤になるのでボーナスにも影響する問題があり、中々取得が進まない状況です。だからといって有給にする訳にもいかないので、まだまだ制度上問題を抱えていると思います。

(溝渕委員) 以前の審議会では今回配布されているような資料を家で読み、今のような協議をこの会で行う機会がありました。個別で意見を伺うのではなく、対面で話をすることが大事だと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(塚本委員) 今年度中に2回目の開催はありますか。また時期はどれくらいですか。

(事務局) 次回の開催は、アンケートの結果のご報告も行いたいと思っておりますので、12月か来年1月に開催できればと思います。

(溝渕委員) プランをつくるためのワーキンググループの立ち上げ等がありますか。

(事務局) 来年度は予定しておりません。

(溝渕委員) ということは、本審議会ではプランをつくるということですか。

前回は、審議会とは別にワーキンググループというものがあり、そこで企業にヒアリングをしたり市役所のいろいろな部署の方と集まって話し合ったりして、プランを作成しました。それを最後に審議会にかけてご意見をもらっていましたが、今回はどういう段取りで作成する予定でしょうか。

(事務局) 他のプランに関しましても、各担当課に確認した案を審議会にお諮りしながら、プラン案を確定していくことが多いかと思うので、そのように取り組みたいと思っております。

部会にも分けずに、審議会委員の皆様全体で審議し、案を確定させていきたいと思っております。

(溝渕委員) 前に実施したワーキンググループというのは、市役所の若い方たちに参加していただき、プランをつくる審議をする中で、その人たちの男女共同参画の意識も上がり、部署に戻った時にその意識が波及していき、丸亀市の職員の男女共同参画の意識向上にも寄与していると思っていたのですが、今回は実施しないということですね。

(佐藤会長) いろいろな考え方があるかとは思いますが、コスパのことも考えて、あまり労働の負担が大きくならないように配慮も必要かと思っております。

(事務局) 以前のプラン作成時にそれぞれ部会の日程調整等にも苦労したと聞いており、各課の都合と合わせることも難しいかと思っておりますので、できれば案は審議会全体会で皆様にお示ししていきたいと思っております。担当課が事業をどのように進めていきたいかを事務局が都度確認し、ご意見等をいただきながら、担当課にフィードバックさせていただき、案を練り直していくという作業になろうかと思っております。部会ではなく全体会でお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(溝渕委員) パブリックコメントの募集を考慮し、審議会にも諮り、再来年から開始となるとプラン案は来年の12月くらいまでにはできていないといけませんね。

(事務局) そうですね。日本女性会議と併せて準備を進めていきます。

(佐藤会長) それでは進行役を事務局にお返しします。

(事務局) 本日はお忙しい中、ご審議いただき、ありがとうございました。現在の委員構成での審議会は本日の会議が最後になりますので、人権課長の井下より、一言、お礼を申し上げます。

(井下課長) 人権課長の井下でございます。

皆さま、本日は最後まで慎重かつご丁寧にご審議いただき、誠にありがとうございました。また、任期中を通じて、男女共同参画の推進に向けて多くのご意見、ご助言を賜りましたこと、心からお礼申し上げます。皆様からいただいたご示唆は、今後の施策にしっかりと生かしてまいりますので、引き続き、ご協力を賜りますよ

うお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局) 以上を持ちまして、本日の丸亀市男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 52 分